

八千代市準要保護児童・生徒認定要領（第5条）

第1条 「準要保護児童生徒の認定基準」は以下に定めるものとする。

2 準要保護児童生徒として認定される者の基準は、世帯員の合計所得額等が当該世帯員の合計需要額の1.3倍未満とする。

ただし、児童扶養手当を受けている世帯は、2.0倍未満とする。

3 前項に規定する合計所得額等は、世帯員ごとの当該年度の初日の属する年の前年の所得額の合計額並びに養育費、失業給付、児童手当、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額とする。

4 同条第1項に規定する合計需要額は、平成25年4月1日において国が定める生活保護基準額のうち、八千代市生活保護基準額の次に掲げる各号のものについて、それぞれに定める額の合計額とする。

- (1) 生活扶助（第1類・第2類）
- (2) 住宅扶助
- (3) 教育扶助
- (4) 母子加算
- (5) 児童養育加算

第2条 八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱第7条第2項に基づく認定に係る報告事務は以下に定めるものとする。

(1) 初回の場合

児童生徒の通学する学校の校長は、教育委員会に対し、世帯票に所見を添付し報告を行わなければならない。

(2) 2回目以降の場合

前号の場合を除き、報告については原則不要とする。